

伊方町健康交流施設 亀ヶ池温泉再建検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 令和3年8月19日の火災により焼失した伊方町健康交流施設 亀ヶ池温泉に関して、経済性・地域振興・町民感情など今後の施設の在り方を検討するため、伊方町健康交流施設 亀ヶ池温泉再建検討委員会を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げるものから町長が委嘱する。

- (1) 行政関係者（副町長を含む）
- (2) 学識経験者（外部含む）

(委員長)

第3条 委員会に委員長をおく。

- (1) 委員長に副町長を宛て、委員会を代表し、会務を統括する。

(会議)

第4条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- (1) 会議の運営に必要な事項は、委員長がその都度会議に諮って定める。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は伊方町役場観光商工課観光商工室において行う。

(アドバイザー)

第6条 委員会にアドバイザーを置くことができる。アドバイザーは委員会の求めに応じて、必要な専門的見地から助言をし、委員会に出席することができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和3年9月1日から施行し、伊方町健康交流施設 亀ヶ池温泉の今後の方針が決定されたときにその効力を失う。